

名古屋市立大学大学院芸術工学研究科履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市立大学大学院学則（平成17年名古屋市立大学学則第2号。以下「大学院学則」という。）第11条第2項及び第11条の2第4項の規定に基づき、芸術工学研究科の授業科目、単位数、単位の計算方法、履修方法及び長期履修（以下「履修方法等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正 平成19年達第61号、令和2年達第20号）

(授業科目及び単位数)

第2条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(単位の計算の基準)

第3条 授業科目の単位数については、45時間の学修内容をもって1単位とし、次の基準による。

- (1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習及び実習は、30時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第4条 前期課程の学生は、同課程に2年以上在学して、専門科目18単位以上、共通科目2科目以上かつ6単位以上（学外実務プロジェクト（B）を除く。）、特別研究6単位合計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、その論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、研究科長が前期課程の目的に応じ適当と認めた場合は、特定の課題についての研究成果の提出及び審査をもって学位論文の提出及び審査に代えることができる。
- 3 後期課程の学生は、同課程に3年（優れた業績を上げた者にあつては2年）以上在学して、特別研究（IからVIまで）8単位及び特別演習（IからVIまで）8単位合計16単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、その論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
- 4 学生は、選択科目の履修方法について、あらかじめ主指導教員の指導を受けなければならない。

（一部改正 平成21年達第38号、平成24年達第26号、平成27年達第47号）

(長期履修)

第4条の2 長期履修（大学院学則第11条の2第1項に定める計画的な履修をいう。以下同じ。）を希望する学生は、別に定める申請書を芸術工学研究科長に提出しなければならない。

- 2 長期履修の認定は、芸術工学研究科教授会の議を経て研究科長が決定し、学長へ報告するものとする。
- 3 前項の規定により認められた長期履修の変更を希望する学生は、別に定める申請書を芸術工学研究科長に提出しなければならない。この場合における長期履修の認定の手続は、前項の規定を準用する。

（一部改正 平成19年達第61号、平成27年達第47号）

(単位互換等)

第4条の3 単位互換等本研究科以外で履修した科目の認定に関し、次の各号に該当するものは、別に定めるところにより、教授会の議を経て行う。

- (1) 本学と外国の大学との交流協定に基づく学生派遣により、派遣先大学院等で履修した科目

(2) 本学と他の大学との単位互換協定に基づいて履修した科目

(3) 本学大学院の所属研究科以外で履修した科目

(一部改正 平成19年達第61号)

(単位の取消)

第4条の4 大学院学則第27条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

(一部改正 平成23年達第1号)

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、芸術工学研究科教授会の議を経て研究科長が定める。

(一部改正 平成27年達第47号)

附 則

(施行期日)

1 この達は、発布の日から施行する。

(名古屋市立大学大学院芸術工学研究科履修規程の廃止)

2 名古屋市立大学大学院芸術工学研究科履修規程（平成12年名古屋市立大学達第14号）は、廃止する。

(一部改正 平成24年達第26号)

(経過措置)

3 この達の規定は、平成18年度以降に入学（転入学及び再入学を除く。）又は進学する学生に係る履修方法について適用し、平成17年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法については、前項に規定による廃止前の名古屋市立大学大学院芸術工学研究科履修規程（以下「廃止前規程」という。）の例による。

4 前項の規定にかかわらず、平成17年度以前入学した学生に係る履修方法について、廃止前規程の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める

5 平成18年度以降に転入学及び再入学する学生に係る履修方法については、この達の規定にかかわらず、その者が転入学し、又は再入学する際に属する年次の在学生の例による。

6 この附則に規定するもののほか、この達の施行に伴い必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第61号）

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。

(長期履修の手続)

2 長期履修に係る手続は、施行日前に行うことができる。

(経過規程)

3 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院芸術工学科履修規程（以下「改正後規程」という。）は、平成19年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成18年度以前に入学した平成18年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、改正後規程第1条の2の規定は、平成18年度以前に入学した学生にも適用する。

5 第1項の規定にかかわらず、改正後規程第6条の規定は、次の各号に掲げる者に適用する。

(1) 施行日の前日現に名古屋市立大学大学院芸術工学研究科博士前期課程第1年次に在

籍する者

(2) 施行日の前日現に名古屋市立大学大学院芸術工学研究科博士後期課程第1年次又は第2年次に在籍する者

- 6 平成19年度以降に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 7 この附則に規定するもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第50号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院芸術工学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成20年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成19年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成19年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成20年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第38号）

（施行期日）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院芸術工学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成21年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成20年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成20年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成21年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第49号）

（施行期日）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院芸術工学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成22年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成21年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成21年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成22年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学達第1号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成 23 年公立大学法人名古屋市立大学達第 24 号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院芸術工学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成 23 年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成 22 年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 22 年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成 23 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成 24 年公立大学法人名古屋市立大学達第 26 号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この規程による改正後の名古屋市立大学大学院芸術工学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）附則第 2 項の規定は、発布の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
（経過措置）
- 2 改正後規程の規定は、平成 24 年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成 23 年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 23 年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成 24 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成 25 年公立大学法人名古屋市立大学達第 12 号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院芸術工学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成 25 年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成 24 年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 24 年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成 25 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成 27 年公立大学法人名古屋市立大学達第 22 号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院芸術工学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成 27 年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成 26 年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 26 年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 4 平成 27 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成 27 年公立大学法人名古屋市立大学達第 47 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年公立大学法人名古屋市立大学達第 19 号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院芸術工学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成 28 年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成 27 年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 27 年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 4 平成 28 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成 30 年公立大学法人名古屋市立大学達第 26 号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院芸術工学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成 30 年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成 29 年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 29 年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 4 平成 30 年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第17号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院芸術工学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成31年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成30年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成30年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、

従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

- 4 平成31年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第20号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院芸術工学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和2年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、令和元年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和元年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 4 令和2年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則（令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第16号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院芸術工学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和3年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、令和2年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和2年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 4 令和3年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則（令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第27号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院芸術工学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和4年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、令和3年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和3年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 4 令和4年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

別表

(1) 前期課程

		授 業 科 目	区 分	単 位 数		
専	情報環境デザイン領域	インタラクティブデザイン特論	講義	2		
		映像特論	講義	2		
		映像コンテンツ特論	講義	2		
		サウンドデザイン特論	講義	2		
		データサイエンス特論	講義	2		
		情報通信工学特論	講義	2		
		ソフトウェア設計特論	講義	2		
		メディア工学特論	講義	2		
		造形特論	講義	2		
		デザイン特別演習	演習	4		
門	産業イノベーションデザイン領域	生体情報工学特論	講義	2		
		ビジュアルデザイン特論	講義	2		
		視覚環境デザイン特論	講義	2		
		コンピュータグラフィックス特論	講義	2		
		プロダクトデザイン特論	講義	2		
		光電子工学特論	講義	2		
		サイバネティクス特論	講義	2		
		画像生成特論	講義	2		
		数学特論	講義	2		
		デザイン特別演習	演習	4		
科	建築都市領域	計画・ 意匠	建築意匠設計特論	講義	4	
			建築保存設計特論	講義	2	
			建築計画特論	講義	2	
			建築安全設計特論	講義	2	
		材料・ 構造	構造設計特論	講義	2	
			シミュレーション工学特論	講義	2	
		環境・ 設備	建築環境計画特論	講義	2	
			建築設備設計特論	講義	2	
			建築環境心理特論	講義	2	
		都市・ 地域	都市地域計画特論	講義	2	
			都市住環境特論	講義	2	
			ランドスケープ特論	講義	2	
			都市地域空間特論	講義	2	
		演習	建築設計演習	演習	4	
			都市設計演習	演習	4	
		共通科目	芸術工学特別講義		講義	2
			学内実務プロジェクト		演習	6
			学外実務プロジェクト(A)		実習	6
学外実務プロジェクト(B)			実習	2		
特別研究	○特別研究		演習	6		
備考 1 ○印は、必修科目とする。						
2 専門科目 18 単位以上、共通科目 2 科目以上 6 単位以上（学外実務プロジェクト（B）を除く）、特別研究 6 単位、合計 30 単位以上を修得しなければならない。なお、社会人選抜で入学した学生は、共通科目は 1 科目 6 単位以上を修得しなければならない。						
3 学内実務プロジェクトと学外実務プロジェクト(A)はいずれかを選択しなければならない。						

(2) 後期課程

授 業 科 目		区 分	単 位 数	備 考
特別研究	情報環境デザイン学特別研究Ⅰ	演習	1	修了要件 特別研究（Ⅰ～Ⅵ） 8単位を修得 特別演習（Ⅰ～Ⅵ） 8単位を修得
	情報環境デザイン学特別研究Ⅱ	演習	1	
	情報環境デザイン学特別研究Ⅲ	演習	1	
	情報環境デザイン学特別研究Ⅳ	演習	1	
	情報環境デザイン学特別研究Ⅴ	演習	2	
	情報環境デザイン学特別研究Ⅵ	演習	2	
	産業イノベーションデザイン学特別研究Ⅰ	演習	1	以上16単位を修得し、かつ最終試験及び博士の学位論文の審査に合格すること。
	産業イノベーションデザイン学特別研究Ⅱ	演習	1	
	産業イノベーションデザイン学特別研究Ⅲ	演習	1	
	産業イノベーションデザイン学特別研究Ⅳ	演習	1	
	産業イノベーションデザイン学特別研究Ⅴ	演習	2	
	産業イノベーションデザイン学特別研究Ⅵ	演習	2	
	建築都市学特別研究Ⅰ	演習	1	
	建築都市学特別研究Ⅱ	演習	1	
	建築都市学特別研究Ⅲ	演習	1	
	建築都市学特別研究Ⅳ	演習	1	
	建築都市学特別研究Ⅴ	演習	2	
	建築都市学特別研究Ⅵ	演習	2	
特別演習	情報環境デザイン学特別演習Ⅰ	演習	1	
	情報環境デザイン学特別演習Ⅱ	演習	1	
	情報環境デザイン学特別演習Ⅲ	演習	1	
	情報環境デザイン学特別演習Ⅳ	演習	1	
	情報環境デザイン学特別演習Ⅴ	演習	2	
	情報環境デザイン学特別演習Ⅵ	演習	2	
	産業イノベーションデザイン学特別演習Ⅰ	演習	1	
	産業イノベーションデザイン学特別演習Ⅱ	演習	1	
	産業イノベーションデザイン学特別演習Ⅲ	演習	1	
	産業イノベーションデザイン学特別演習Ⅳ	演習	1	
	産業イノベーションデザイン学特別演習Ⅴ	演習	2	
	産業イノベーションデザイン学特別演習Ⅵ	演習	2	
	建築都市学特別演習Ⅰ	演習	1	
	建築都市学特別演習Ⅱ	演習	1	
	建築都市学特別演習Ⅲ	演習	1	
	建築都市学特別演習Ⅳ	演習	1	
	建築都市学特別演習Ⅴ	演習	2	
	建築都市学特別演習Ⅵ	演習	2	

(一部)

改正 平成20年達第50号、平成21年達第38号、平成22年達第49号、平成23年達第24号、平成24年達第26号、平成25年達第12号、平成27年達第22号、平成28年達第19号、平成30年達第26号、平成31年達第17号、令和2年達第20号、令和3年達第16号、令和4年達第27号)